

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

領収済通知書 公

口座番号		加入者		
00920 - 3 - 960183		吹田市会計管理者		
住所（所在地）				
氏名（名称）				
税目コード	納付書種類	課税年度	調定年度	通知書番号
39	014			
事業年度		申告区分		
年 月 日から 年 月 日まで		01 11 21 22		申告・修正・決定・更正
税 額	01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
	02			
延 滞 金	03			
督促手数料	04			
合 計 額	05			
納(付)期限	年 月 日	領収日付印		
取りまとめ金融機関名				
〒539-8794				
大阪貯金事務センター集				
吹田市指定金融機関又は 吹田市収納代理金融機関				
上記のとおり収納しましたから通知します。 (吹田市保管)				

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

納 付 書 公

口座番号		加入者		
00920 - 3 - 960183		吹田市会計管理者		
振 替 の 請 求 に 使 用 す る 欄				
払出口座番号		払出請求人欄		
住所（所在地）				
氏名（名称）				
税目コード	納付書種類	課税年度	調定年度	通知書番号
39	014			
事業年度		申告区分		
年 月 日から 年 月 日まで		01 11 21 22		申告・修正・決定・更正
税 額	01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
	02			
延 滞 金	03			
督促手数料	04			
合 計 額	05			
納(付)期限	年 月 日	領収日付印		
日 計	口 円			
上記のとおり納付します。 (受付局又は銀行保管)				

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

領 収 証 書 公

口座番号		加入者		
00920 - 3 - 960183		吹田市会計管理者		
住所（所在地）				
氏名（名称）				
税目コード	納付書種類	課税年度	調定年度	通知書番号
39	014			
事業年度		申告区分		
年 月 日から 年 月 日まで		01 11 21 22		申告・修正・決定・更正
税 額	01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
	02			
延 滞 金	03			
督促手数料	04			
合 計 額	05			
納(付)期限	年 月 日	領収日付印		
上記のとおり領収しました。(納税者保管)				
◎ この領収証書は、吹田市指定金融機関、吹田市 収納代理金融機関又は吹田市会計管理者の領収 印を押すことによって、その効力を生じます。 ただし、小切手で納付された場合は、その交換 計算が終わったあとでなければ、効力が生じま せん。				
◎ 領収証書は5年間保管して下さい。				
◎ この納付書は、3枚1組となっていますので、 切り離さずに提出してください。				

1. 納付(入)場所

- (1) 吹田市指定金融機関(吹田市役所内)
- (2) 吹田市収納代理金融機関
 - ・右記金融機関の本店、支店又は出張所
 - ・近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県)内のゆうちょ銀行・郵便局ただし、指定納付期限を過ぎると取扱いできません。

2. 注意事項

- (1) この領収証書は、吹田市指定金融機関、吹田市収納代理金融機関又は吹田市会計管理者の領収印を押すことによって、その効力を生じます。
ただし、小切手で納付(入)された場合は、その交換計算が終わった後でなければその効力を生じません。
- (2) 納期限を経過してからお納めになるときは、納期限の翌日から延滞金を本税に加算して納付していただく必要があります。延滞金は年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合による金額です。
 - ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合です。
 - イ 平成26年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、以下の割合です。
 - (ア) 年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合。
 - (イ) 年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)。
- (3) 督促状を発付すると、督促手数料がかかります。

3. 納付(入)に関するお問い合わせは

吹田市役所

課税については…市民税課

電話 06-6384-1244 (直通)

納税については…納税課

電話 06-6384-1283 (直通)

吹田市収納代理金融機関 (順序不同)

池田泉州銀行	三井住友信託銀行
関西みらい銀行	尼崎信用金庫
紀陽銀行	大阪信用金庫
京都銀行	大阪厚生信用金庫
滋賀銀行	北おおさか信用金庫
徳島大正銀行	京都信用金庫
南都銀行	のぞみ信用組合
三井住友銀行	北大阪農業協同組合
みなと銀行	近畿労働金庫
りそな銀行	

(令和6年4月1日現在)

